



平成 19 年 4 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社 三 越
代表者名 代表取締役社長 石塚 邦雄
(コード番号 2779 東証第 1 部 大証第 1 部 名証第 1 部)
問合せ先 コーポレート推進室長 田中 康博
(TEL . 03 - 3274 - 8022)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 4 月 12 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 19 年 5 月 22 日開催予定の第 4 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の件 (1)

変更の理由

- (1) 介護保険法の改正に伴い、事業の内容をより正確に表現するため、第 2 条 (目的) の 13 並びに 14 を変更するものです。
- (2) 社外取締役並びに社外監査役が期待される役割を一層発揮できるように、また、今後も見識・経験とも豊富な社外取締役並びに社外監査役を招聘できるよう現行定款に変更案第 30 条 (社外取締役との間の責任限定契約)、変更案第 39 条 (社外監査役との間の責任限定契約) を新設するものです。なお、第 30 条の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第 2 条 当社は次の事業を営むことを 目的とする。 1 ~ 12 (現行どおり) 13 <u>介護保険法による訪問介護、通所介護</u> <u>及び居宅介護支援事業</u> 14 <u>居宅介護サービス事業としての訪問</u> <u>介護業及び通所介護業</u> 15 ~ 24 (現行どおり)	(目的) 第 2 条 当社は次の事業を営むことを 目的とする。 1 ~ 12 (現行どおり) 13 <u>介護保険法に基づく指定居宅サービ</u> <u>ス事業及び居宅介護支援事業</u> 14 <u>介護保険法に基づく指定介護予防サ</u> <u>ービス事業</u> 15 ~ 24 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第 29 条 ~ 第 36 条 (条文省略) (新設)</p> <p>第 37 条 ~ 第 40 条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">(社外取締役との間の責任限定契約)</p> <p>第 30 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第 31 条 ~ 第 38 条 (現行どおり、条文数を繰り下げ)</p> <p style="text-align: center;">(社外監査役との間の責任限定契約)</p> <p>第 39 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第 40 条 ~ 第 43 条 (現行どおり、条文数を繰り下げ)</p>

なお、変更案の条数につきましては、平成 19 年 5 月 22 日開催予定の第 4 期定時株主総会にて承認可決されたときの条数を示しております。

2. 定款一部変更の件 (2)

変更の理由

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する不適切な買収を防止し、もって当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるために、新株予約権無償割当てを用いた買収防衛策を導入することが、当社にとって必要不可欠と考えます。

ところで、会社法においては、取締役会設置会社では取締役会決議のみをもって、新株予約権の無償割当てをすることができるとされています(会社法第 278 条第 3 項本文)。しかしながら、当社取締役会は、買収防衛策の一環として新株予約権の無償割当てを行うに際しては、取締役会決議のみをもって行うのではなく、株主の皆様のご意思に基づいて行うため、株主総会決議により新株予約権無償割当て決議を行うこととするか、または、株主総会で一定の条件を定め、株主総会から当該条件に従って新株予約権無償割当てを行うことを取締役会に委任していただくことが望ましいと考えます。

そこで、会社法第 278 条第 3 項但書に基づき、新株予約権の無償割当てについて、上記 及び
 の方法によることが可能となるように、根拠規定として定款第 14 条を追加いたします。
 また、新株予約権無償割当てが行われ、新株予約権が行使される場合及び当社が新株予約権を
 取得するのと引換えに当社株式を交付する場合には、最大で当社の発行済株式総数と同数の新
 株式が発行されることとなりますので、これに備えて、定款第 6 条を変更し、発行可能株式総
 数の枠を拡大いたします。

変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部分は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は <u>10 億</u> 株とする。 (新設)	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は <u>15 億</u> 株とする。 <u>(新株予約権無償割当ての決定機関)</u> 第 14 条 <u>新株予約権無償割当てに関する事</u> <u>項については、取締役会の決議で定</u> <u>めるほか、株主総会又は株主総会の</u> <u>決議による委任に基づく取締役会</u> <u>の決議により決定する。</u>
第 <u>14 条</u> ~ 第 <u>28 条</u> (条文省略)	第 <u>15 条</u> ~ 第 <u>29 条</u> (現行どおり、条文数を繰り下げ)

なお、変更案の条数につきましては、平成 19 年 5 月 22 日開催予定の第 4 期定時株主総会にて承
 認可決されたときの条数を示しております。

3 . 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成 19 年 5 月 22 日 (火曜日)

定款変更の効力発生日 平成 19 年 5 月 22 日 (火曜日)

以 上